



なぜ4月1日～6月30日の間に
予防接種の移行期間をもうけているの？

狂犬病予防法第5条1項の規定により、飼い主は狂犬病の予防接種を**年に1回**受けさせる必要があります。

狂犬病予防法施行規則（厚生省令）で接種期間が下記の通り決まっています。

第11条第一項および第二項の規定により、生後91日以上の犬の所有者は**4月1日から6月30日までの間**（生後91日以上の犬であって、予防注射を受けたかどうか明らかでない場合は30日以内）**に予防注射をすることとされています。**

（令和7年3月現在）